

花巻市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和7年2月27日

花巻市監査委員	萬	久	也
花巻市監査委員	横	田	忍

記

1 監査の対象

総合政策部

秘書政策課、総務課、人事課、広報情報課

商工観光部

商工労政課（企業立地推進室、公設地方卸売市場、勤労青少年ホーム、起業化支援センター、賃貸工場、ビジネスインキュベータ含む）、観光課

教育部

教育企画課、学務管理課（学校給食管理室含む）、学校教育課、就学前教育課（こども発達相談センター含む）、文化財課（総合文化財センター含む）

教育委員会

花巻市博物館（市史編さん室、石鳥谷歴史民俗資料館含む）

選挙管理委員会事務局

2 監査の実施日

令和7年1月15日～1月16日

3 監査の内容

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の方法

花巻市監査基準及び令和6年度花巻市監査計画に基づき、あらかじめ所定の調書及び関係書類の提出を求めたうえで、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正でかつ効率的に行われているかに着眼し、通常実施すべき監査手続きにより、その内容を調査照合するとともに、必要に応じてその都度関係職員から説明を聴取して確認を行った。

5 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。